

保護者の皆様へ

令和7年度就学援助についてのお知らせ

1 就学援助とは

経済的理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して学用品費等、給食費、学校病（法律で定めている病気）の医療費、修学旅行費等を援助する制度です。

各支給項目の説明は、裏面のとおりです。

2 援助を受けることができる方

- ①現在生活保護を受けている方（修学旅行費と学校病医療費のみ）
- ②最近、生活保護が廃止になり、経済的に困っている方
- ③失業・病気・事故・災害などにより収入が減少し、経済的に困っている方
- ④その他、収入が少ないことにより経済的に困っている方

3 認定基準額の目安

以下の認定基準額を参考としてください。

なお、世帯構成（家族の人数・年齢等）により、認定基準額は変動します。

また、勤労収入（給与収入や営業収入）がある場合は、勤労控除として一人目はおよそ36万円、二人目以降はおよそ30万円（収入が勤労控除額に満たない場合はその金額）を認定基準額に加算します。

世帯人数	家族構成 ※（）は年齢	認定基準額の目安（給与収入・営業収入の場合）		
		世帯年収額	世帯に勤労者1名	世帯に勤労者2名
3人家族	母(32)・子(6)・子(4)	296万円以下	296万+36万 =332万円以下	
3人家族	父(34)・母(32)・子(6)	314万円以下	314万+36万 =350万円以下	314万+36万+30万 =380万円以下
4人家族	父(35)・母(30)・子(9)・子(4)	341万円以下	341万+36万 =377万円以下	341万+36万+30万 =407万円以下
5人家族	父(34)・母(29)・子(6)・子(4)・子(2)	364万円以下	364万+36万 =400万円以下	364万+36万+30万 =430万円以下
6人家族	父(38)・母(35)・子(12)・子(8)・子(5)・祖母(67)	453万円以下	453万+36万 =489万円以下	453万+36万+30万 =519万円以下

4 申込方法

令和7年度就学援助費の受給を希望される方は、別紙「請求用紙」を学校に提出してください。

後日学校から、「就学援助費受給申請書（A4複写2枚）」をお渡しします。または、教育委員会にお越しいただければ申請書をお渡しします。

※注意点※

- ①請求用紙の提出だけでは就学援助費の受給申請をしたことにはなりません。

学校から必ず「令和7年度就学援助費受給申請書」を受け取り、再度提出してください。

提出期日 令和7年3月7日（金）＜小学校新入生だけの世帯は 4月18日（金）＞

※小学6年生（4月より中学1年生）の子どもがいる世帯も3月7日までに小学校へ提出してください。

※提出期日を過ぎても、随時申請を受け付けています。（提出があった月からの認定になります）

- ②昨年に引き続き就学援助の受給を希望する方も、必ず申請書を提出してください。
- ③兄弟姉妹がいる方は1枚の申請書で手続きすることができます。
- ④生活保護を受けている方は、就学援助申請書の提出は不要です。

※小学校は「小学校または義務教育学校前期課程」、中学校は「中学校または義務教育学校後期課程」と読み替えてください。

令和7年4月1日時点で生活保護を受給されている場合は、自動的に就学援助の要保護者に認定されます。小学校6年生及び中学校3年生の修学旅行費は、旅行出発月に要保護者であれば修学旅行費が教育委員会から支給されます。

5 無料低額診療事業について

本制度とは別に経済的理由により、医療費の支払いが困難な方に医療費減免を行う事業があります。詳しくは北海道のウェブページ

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/sienseido_muryouteigaku.html) をご覧ください。

6 支給項目

就学援助の認定を受けると、以下の支給項目について援助を受けることができます。

支給予定日および金額・振込先等は、認定が決定したのちに別途お知らせします。

支 給 項 目	支給対象学年	金 額	備 考
給食費 (※1)	全学年	全 額	認定前に納入された給食費については、認定後に返金されます。 就学援助の認定が決まるまで、給食費は必ず納入してください。
修学旅行費 (※2)	小6 中3	実 費 (上限あり)	中学3年生のいる世帯については、修学旅行費早期支給のため、 申請書提出時、世帯で収入のある方全員の令和6年中の収入の わかる書類を添付してください。
学校病医療費 (※1) (※2)	全学年	対象医療費 全 額	学校から学校病医療券の給付を受け、受診時に医療機関で学校 病と認定された診察及び治療が対象です。(※3)
学用品費	全学年	定 額	学業にかかる費用として、年2回に分けて支給します。
新入学児童学用品費	小1	定 額	
新入学生徒学用品費	中1	定 額	
生徒会費	中学校全学年	実 費	学校納入金のうち、生徒会費相当額を支給します。
PTA 会費	全学年	実費 (上限あり)	
体育実技用具費	小1・小4 中1	定 額	スケート・柔道・剣道等の授業で、用具購入にかかる費用とし て支給します。
校外キャンプ交通費	小5 中2	実 費 (上限あり)	<u>交通費及び施設見学料のみ対象となります。</u>
通学費	特別支援学級 在籍児童生徒 (校区外)	実費相当額	特別支援学級通級(校区外)にかかる交通費を支給します。 <u>希望される場合は、自家用車利用願と車検証の写しの提出が別 途必要となります。(※4)</u>
スポーツ振興センター 災害共済掛金(※1)	全学年	共済掛金の 全 額	

※1 北海道教育大学附属釧路義務教育学校に通学している場合は、給食費及び学校病医療費、スポーツ振興センター災害共済掛金が支給対象外となります。

※2 生活保護を受けている方については、修学旅行費と学校病医療費のみ、就学援助費として教育委員会より支給します。

※3 学校病は、①トラホームおよび結膜炎、②白癬・疥癬および膿疱疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎およびアデノイド、⑤寄生虫(虫卵保有を含む)、⑥う歯(虫歯)です。ただし、アレルギー性はすべて対象外です。

※4 在籍する学校より、「自家用車利用願」の様式を受け取り、「車検証の写し」と併せてご提出ください。

【問い合わせ先】 { 釧路市教育委員会学校教育課学校教育係 電話 0154-23-5186
阿寒教育事務所教育係 電話 0154-64-6194
音別教育事務所教育係 電話 01547-6-2034

「令和7年度就学援助費受給申請書」請求用紙

下記必要事項を記入し、学校に提出してください。

後日学校より、「令和7年度就学援助受給申請書」をお渡しします。

保護者氏名	
児童生徒名	
学校・学年・学級	学校 年組

下記の1か2に○をつけてください。

1. 申請を希望するので申請書をください。
2. 本人の兄弟姉妹（ 学校 年 ）が提出済みです。

※この請求用紙の提出だけでは、就学援助費の受給申請をしたことにはなりません。